

第2回 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会 議事概要

■日時：平成25年12月3日（火）14:00～16:00

■場所：メルパルク東京 ルミエール

■出席者：

【構成員】

横田部会長、浅利委員、大极委員、坂本委員、高橋委員、田邊委員、玉川委員、
名取委員、林委員、左委員、平川委員、平本委員、菩提寺委員、水谷委員、
毛内委員、矢島委員（代理：緒方氏）、山口委員

【オブザーバー】

厚生労働省医政局指導課 辻専門官（代理：酒井専門官）

横浜市消防局警防部救急課 平中課長

【欠席】石坂委員、栗岡委員、坂本補佐（オブザーバー）

1. 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

- 救命士班からは、養成カリキュラムを2案提示させていただいた。班としては1つの案に絞り込みたかったが、指導救命士養成のために妥当な内容やボリュームとはどのようなものか、知識・技術・指導・連携の4つにそれぞれどの程度の時間数を割り振るべきかについて、作業部会でも議論をお願いしたい。救命士班の検討の出発点としては、全国で広く受け入れられるような養成カリキュラムにしたいということがあり、ミニマムリクワイアメントを基本としていたが、地域MC協議会の判断によって必要に応じカリキュラムを付加することを可能とする、としているのが案1である。他方、特に小規模な消防本部では指導救命士に任命されると再教育における実務的役割を期待されること等から、指導救命士が即戦力として現場で活躍できるよう十分に育成できるカリキュラムにすべきとの意見もあり、案2として研修内容の作成と実施に関する時間数を追加したカリキュラムも提示している。（山口委員）
- 指導救命士のインセンティブにも関係するが、指導救命士の認定は地域MC協議会が行うものの、実質的には消防本部が主体となって行うということによいか。（坂本委員）
 - その方向で検討している。（山口委員）
 - 認定のあり方については、より具体的に救急救命士班で検討をお願いしたい。（定岡補佐）
- 消防本部の規模によるところではあるものの、指導救命士は1つの消防本部に何名配置するか、任期をどの程度設けるか、任期終了後に交代となるのかなど、指導救命士の全体像が分かると検討しやすい。特に、任期終了後も継続して役割を担う

ということであればカリキュラムは 150 時間はあったほうがよいが、交代制なのであれば基礎だけでよいと思われる。(浅利委員)

→具体的な人数は明確にしていない段階だが、既に全国各地で導入されている例からも、様々なパターンがあることが分かっている。(山口委員)

→交代制のところもあれば、組織のキャリアとして捉えているところもあるなど、地域により多様である。(横田部会長)

- 案 2 のうち多くの時間が講習や症例検討会の開催に充てられており、OJT に近い内容になっている。そうであれば、100 時間のカリキュラムのうち、講習会等を一定回数以上実施する等の補完的な教育により、案 1 であっても案 2 と同程度の教育が実施できるのではないか。(坂本委員)

→150 時間は理想に近い充実したカリキュラムだが、消防本部にとっては敷居が高いことも事実である。指導救命士と認定されたのち、実務を通じて補完する方法であれば、高い敷居をある程度下げることができるだろう。(横田部会長)

→「活躍の場」と書かれているような内容は、実質的には指導救命士が担わなければならない任務、ということだと理解している。その場合、職員を派遣する消防本部としては十分な教育を受けさせたいと考えるものである。事後的に補完する方法についても、再度講習に職員を派遣することになると受入れ難い消防本部が多いのではないか。(菩提寺委員)

- 指導救命士には救急業務全般の指導が望まれることになると考えているが、当本部では署に 1 名配置する体制となっており、特にその傾向は強い。そのため、即戦力として活躍してもらいたいので、150 時間をかけて十分に教育してもらいたい。(高橋委員)

→指導救命士は指導の責任があり、教えるべき項目も幅広いことから、今後目指す姿に近いのは案 2 のほうではないか。(毛内委員)

→案 1 には、必要な時間数を地域 MC 協議会等が付加することは認められており、裁量が残されているので問題ないのではないか。いずれにせよ、消防本部が対応しやすいことが重要だと考えている。(大極委員)

→当消防局では、救急隊長はシナリオトレーニングに参加させているが、指導的立場を担う救急救命士にはこれに加えて指導技法の研修も行っている。教育機関として都道府県の消防学校でも養成カリキュラムを導入する見込みがあるようであれば、標準化を図る意味でも案 2 のように長い期間を設定するほうがよいのではないか。(平中氏)

- 100 時間、150 時間とは、それぞれ何日程度になるのか。(玉川委員)

→100 時間で約 3 週間、150 時間で約 1 か月になる。(定岡補佐)

→案 2 の 150 時間の中には OJT の項目が多く含まれているが、それをすべて教育機関でコントロールするのは難しい。また、消防大学校には管理職教育として 100 時間のコースがあるが、入校前から受講者に課題研究を課すほか、入校時にはプレテストを実施するなど、2 か月前から事前のコントロールを行っている。そういっ

たことに加えて集合研修自体が 150 時間となると、受講者の負担は相当大的なものになるのではないかと懸念している。(平川委員)

- 案 1 から案 2 にかけて増加した時間分は、救急隊員の生涯教育の中で、実技や指導者としての役割を担うことにより実務的に補うことが可能なのではないか。(左委員)

→隊員教育を担う前提ということであれば、バックボーンとして相応の教育を受けていることが必要と考えられる。(菩提寺委員)

- 両案には、病院実習を行う時間数も含まれているか。(林委員)

→要件(案)の中に「一定の期間の病院実習を受けていること」を加えることで病院実習に関する教育は担保しており、カリキュラムには含めていない。(田邊委員)

- 地域 MC 協議会で必要に応じて時間数を増やすことについては妨げないものとしており、事務局からはもともと案 1 を救命士班にご提示していたところである。また、救急企画室が様々な規模の消防本部約 20 本部ほどに尋ねた中では、特に小規模な消防本部から、職員を 1 か月派遣するのは困難であり 3 週間が限度だとする回答が多かった。(定岡補佐)

→小規模な消防本部は全国に相当数あるため、母数に対して回答の信頼性は高くないのではないか。また、消防本部としては、一度派遣した職員を再度派遣するのは非常に困難であり、一度の集合研修で十分な教育を実施する必要がある、という点をご考慮いただきたい。(菩提寺委員)

- 平成 24 年度の調査結果では、多くの消防本部が指導救命士の職位を交代する形で運用していることが明らかになっている。消防本部にとっては、代替わりすればまた別の職員を研修に派遣する必要性が出てくるので、なるべく派遣しやすいよう、国としてはミニマムな教育が提供されるような案を提示したいと考えている。(定岡補佐)

→それぞれの地域の実情に応じるという考え方自体はよいが、救急救命士の処置範囲拡大に関する実証研究において、国の示した教育カリキュラム以上に独自の時間数を上乘せして教育した地域が少なかったことから、国の示した内容に上乘せして教育する消防本部は少ないことが見込まれる。(菩提寺委員)

- 救命士班では当初 100 時間の養成カリキュラム案を作業部会に提示する予定であったことから、基本線としては 100 時間だと考えている。100 時間を 150 時間に増やした場合の学習効果がイメージできないことに加え、教育機関によっては 100 時間を超える時間数でカリキュラムを作成しようとしているところもあるので、消防本部が自らの方針にあった教育機関を選択することができる、といった見方もできる。(山口委員)

→教育内容を集合研修ですべて完了させるのではなく、100 時間に加えて各地域での研修開催を義務付けるなど、養成カリキュラムで実行しきれない部分を補完する方法でよいのではないか。(坂本委員)

→救命士班のもともとの意向を尊重するとともに、補完的に教育を実施する方法も

あることから、案 1 の 100 時間を最低必要な時間数として提示することにした。
(横田部会長)

2. 救急隊員の生涯教育のあり方

- 必要な教育項目の単位数としては、現任救急隊員教育も救急隊長教育も 80 単位となっているが、「役割別の教育の範囲」にも図示されているように、実際には救急隊長教育のほうがより大きな役割を期待されている。具体的には、実技だけでなく指導者としての役割もあわせて担うことが期待される。(浅利委員)
- 「緊急度・重症度判断研修」は新任隊員のみが行うこととされているが、当該の研修は重要性が極めて高く、新任隊員以外のすべての救急隊員も行うべき項目なのではないか。(林委員)
 - 「内因性想定訓練」「外因性想定訓練」の中で緊急度・重症度判断も含めた研修を行うものと位置付けている。新任隊員は特に講義形式での研修が必要だと考え項目を分けたものであり、新任隊員以外は隊活動の中で緊急度・重症度判断を行えるように教育すべき、と考えている。(浅利委員)
 - 重要性はご指摘の通りであり、実際にカリキュラムを作成するには十分考慮する必要があるだろう。(横田部会長)
- 新任隊員教育は救急標準課程から連続して受講する可能性があり、重複感もあるが、隊員班内でそのような議論はあったか。(坂本委員)
 - 救急課程を終えた後すぐに救急隊員として乗務することはレアケースであり、ある程度時間が経ってから乗務するケースが多いことから、再教育の意味合いも含めてしっかり教育しておくべき項目をピックアップしている。(定岡補佐)

3. 通信指令員の救急に係る教育のあり方

- 通信指令員は通報者からの聴取や口頭指導等の重要な役割だけでなく、ドクターカーや PA 連携をすべき事案かどうかといった判断も求められているため、幾つかの消防本部を参考にしながら、成果物である「通信指令員の救急に係る教育テキスト」に運用面の内容も書き込んでいる。(坂本委員)
 - ウツタイン統計からも、通信指令における口頭指導が救命率や社会復帰率の向上に寄与するとのデータが上がっており、今回のテキスト作成はまさに画期的なことである。(横田部会長)
- テキストは消防本部に配布したあと、実際に活用してもらうための方法としてどのようなことを想定しているか。例えば、各地域の教育機関で活用されるようになる、といったことは考えられるか。(玉川委員)
 - 各地域の指導者や救急救命士資格を有する通信指令員、あるいは指導救命士がテキストを活用しながら地域内で研修が行われることを期待している。なお、小規模な消防本部がどのように研修を進められるかについては、今後議論が必要だと認識している。(定岡補佐)
 - まずは分かりやすいものを作ろうということでテキスト作成にあたっているが、

テキストの利用者によっては一定の研修を受講することなども今後検討したい。(坂本委員)

→テキスト配布後、各地域でしっかり活用されるような仕掛けづくりが重要である。中身をブラッシュアップすることに加え、その使われ方についても指令員班で検討していただきたい。(横田部会長)

- 通報聴取の項目などで、多数傷病者事案への対応についても言及したほうがよいのではないか。(酒井専門官)

→多数傷病者事案の場合は、特に救急隊の編成や救助をどうするかに大きく関わるため、通信指令業務のうち、火災出場指令や救助出場指令など警防分野に関わる内容だと考え、本テキストにはあえて入れていない。(坂本委員)

- 消防学校でもこのような通信指令の救急対応に特化した研修は行われておらず、ぜひ活用されることを期待したい。テキストを配布するだけだと実際には教育が進まないことが懸念されるため、国や都道府県から教育の必要性について指針等を出してもらえるとありがたい。(毛内委員)

→東京消防庁でも消防学校では研修が行われておらず、指令台についていない時間に教育を実施している。通信指令業務の中では、救急隊をすぐに出場させることだけに視点が向きがちだが、口頭指導を行えるチャンスに積極的に対応すれば、救命率等の向上に寄与するものと期待している。(平本委員)

4. 今後のスケジュール

- 12月10日に第2回救急業務のあり方に関する検討会を開催する予定であり、その後、年が明けて1月14日・20日には各班の第3回班会議が予定されている。2月6日に予定されている第3回作業部会で各成果物をほぼ最終版としてご提示できるよう、各班の成果物に追加のご意見があれば年内にいただけるとありがたい。(定岡補佐)

→2月6日の第3回作業部会には、各班とも最終案の提出をお願いしたい。(横田部会長)

以上